近代における天皇号について

善

髙

島

大業三年、其王多利思比狐、遺使朝貢、使者曰、聞、海西菩薩天子、重興仏法、故遣朝拝、兼沙門数十人、来学

『隋書倭国伝』には

緒

言

という有名な史料が載せられている。中国人の伝統的な考えによれば、森羅万象の主宰者たる天帝の命を受けて地上

仏法、其国書曰、日出処天子、致書日没処天子、無恙云云、帝、覧之不悦、謂鴻臚卿曰、蛮夷書、有無礼者、

復以聞

を支配するものが天子であり、それは地上に唯一人、中華帝国(華夏)の天子のみであって、

周囲の東夷・西戎・南

あたかも不動の北極星を中心に群星が運行する如く、中華帝国の天子と君臣関係を結んで

服属すべきものであった。これが中華思想ないしは華夷思想とよばれるものであって、華夏と四夷との対等な外交な

蛮・北狄の支配者たちは、

265

子」と称して国書をもたらし、対等外交を要求してきたのである。つまり倭国自身が華夏と自負しているのであるか どありえない。 わが国もこの世界秩序内に組み込まれており、 君主は倭国王と名乗っていた。 その王が、 自ら「天

ことであったに相違ない。 華夏は隋のみで、天子は自分一人しかありえないと確信していた煬帝にとっては、さぞかし不愉快きわまりない

とした際に、 なりとは受け入れなかったと思われる。というのも、後述するように、 国人がどのような反応を示したのか、残念ながら史料がないので不明であるが、恐らく天子号の場合と同様に、 る天皇大帝などを意識して用いられた語であることは間違いなかろう。日本で天皇なる君主号を採用したと知った中 中国太古の伝説的帝王たる天皇氏や道教でいり天皇即ち扶桑大帝東王公、あるいは緯書に北極星の別称として記載す 何時どのような意図で用いられ始めたのか、なお定かではないけれども、津田左右吉氏が明らかにせられたように、(こ) この後わが国はさらに天皇なる君主号を案出した。この天皇号の由来については、古くからいろいろ議論があり、 難色を示したことがあるからである。 清国側は、 天皇は古来中国人にとっては神聖なものであって、外国君主の称号として認めることはでき 明治になって日本が清国と条約を締結しよう

すん

わが国は大宝養老の儀制令で

祭祀所称'

華夷所称、 詔書所称

上表所称

太上天皇、譲位帝所称、

乗輿、服御所称

車駕、行幸所称、

われたのではなく、これら以外にも「スメラミコト」とか「スメミマノミコト」とか唱えた。後世には「至尊」とか と各種の尊号を規定した。これらは文書に使用されるべき尊号を規定したものであるが、当初よりこの規定通りに行 「ミカド」なる呼び方も加わり実に様々な尊号があったのであり、『古事類苑』帝王部や日本学士院編纂『帝室制度

史』第六巻には多くの用例を掲げてある。

してきた。アーネスト・サトウの『一外交官の見た明治維新』上巻には(2) くなり、代わって京都の朝廷の存在がクローズアップされるに及んで、再び天皇が外交文書の署名当事者として登場 称号をも編み出し、八代将軍吉宗以降は専らこの「大君」号を用いて諸外国と交際した。然るに徳川氏の実力が乏し に国書を出したことは有名である。徳川氏また朝鮮に対して「日本国王」と自称したことがあったが、「大君」なる ところで政権が武門に移って以降、外交の事も武家が担当するようになり、 足利義満が「日本国王」と称して明国

スの君主は天皇よりも下位に立つことになるわけだ。のみならず、"queen"という言葉は、天皇の曾孫にあたる Majesty"(陛下)の敬称が用いられて、 わがイギリスの女王と同格におかれていた。 しかし、 は、これは「ハイネス」と同意義の「殿下」となっているので、大君とイギリスの女王を同格とすれば、 お役に立つことができた最初の仕事の一つは、条約文の用語に関するものだった。 英文では、 大君の場合は "His 一八六六年秋に横浜の領事館から公使館へ転じて来てから、私が新しい長官(訳注 ハリー・パークス公使)の 日本語の訳文で

君という言葉は本来天皇と同義語であることも知ったので、日本政府とわが方との間の通信文には「大君」とい 大君をその代行者と認めるという新しい政策の基調となったのである。また、私は書物を読むことによって、大 語をつくる仕事が私の手にゆだねられた。私は自分の教師の助けをかりて一か月ばかりでどらやら正確な訳語を ror"と訳されており、実際上「至上の君主」を意味し、 男女の両性にあてはまるのである。 こうした新しい訳 テイ(皇帝)という訳語を用いるというのであった。皇帝という語は、すべてのシナ・英語辞典には普通 "Empe-た。そして、その案では、"Majesty"にそれ相当のふさわしい日本語の同義語をあて、"Queen"の方はコー 女性の称号と同じ「女王」という言葉に訳されていた。そこで私は、日本語の新しい訳語をつくることを提案し つくり上げ、それが採用されて、公式に用いられるようになった。そして、それは、天皇を日本の君主と認め、

かったのであるが、天皇の条約批准を得てからは、諸大名の反対には何ちの論拠もなくなったのである。 とはっきりさせたことであった。条約が天皇の承認を得られなかった間は、われわれは公認された地位を有しな のままにしておいたが、最も重要な成果は、天皇が条約締結の権能を有するという政治理論を、従来よりも一段 う語の使用をやめてしまった。もっとも、混乱をきたさないようにするため、外務省との通信文書においてはそ

とその間の事情が記されている。

Japan、翌安政二年調印の日前条約では De Keizer van Groot Japan (Dai Nippon) 又は De Keizer van の日英約定では His Highness of Japan、日魯通商条約では Zyne Majesteit de Groote Heerscher van geheel 外国語では区々であった。すなわち安政元年締結の日米和親条約では The August Sovereign of Japan、 徳川幕府が安政年間に諸外国と結んだ条約文において、わが国の外交当事者を日本語では「大君」と表現したが、 间年調印

政五年以降は、 His Highness, Zyne Majesteit de Groote Heerscher, De Keizer などと表現するのは、不適当である。そこで安 述べているように、日本には「大君」よりも地位の高い天皇が存在するから、「大君」を The August Sovereign, という具合であって、諸外国は「大君」をどのように外国語に翻訳するか悩んだようである。フーネスト・サトウが 「大君」をそのまま Tycoon ないしは Taikoon と表記するようにしたのである。

月二十九日には箱館に於いて魯国領事に次のような文書を示した。(4) 慶応四年正月七日に徳川慶喜追討令を出した新政府は、正月十五日には兵庫に於いて仏英伊孛荷米六国公使に、 五

日本国天皇、 告各国帝王及其臣人、嚮者将軍徳川慶喜、請帰政権、 制允之、内外政事親裁之、乃曰、従前条約用

慶応四年戊辰正月十日 御名印

大君名称、

自今而後、当換以

天皇称、

而各国交接之職、專命有司等、各国公使諒知斯旨、

これによって外交文書には「天皇」の称号が使用されるようになり、 一十八日「全権公使ルゼンホルドアルコック解任幷パルリー、パークス后任トスル旨」の国書に 諸外国もこれに応じた。たとえば慶応元年三月(5)

of the Faith To the Most High, Mighty and glorious Prince, His Imperial and Royal Majesty the Tycoon of Japan, Victoria, by the grace of God, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, Defender &c.

ours good Brother and Cousin, Greeting!

ニシテ且最高威賢明ナル君主タル日本大君帝王マイエステへ謹呈ス) (神恵ヲ受テ大不列願及阿爾蘭連合王国ノ女王教法 ノ保護者等々々タル「ヒクトリア」我等ノ善キ兄弟及従兄弟

とあったように、 従前は Tycoon (大君) が国書の名義人であったのが、これ以降、 たとえば 慶応四年閏四月朔の

「英国特派全権公使ハルリー、パークス大阪東本願寺掛所へ参上捧呈」の国書に

Victoria, by the grace of God, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, Defender

of the Faith &c. &c. &c

our good Brother and Cousin, Greeting! To the Most High Mighty and Glorious Prince, His Imperial and Royal Majesty the Mikado of Japan,

(大貌列顕兼意倫之女王ウヰクトリア妓ニ

上帝ノ恵ニ依テ兄弟ニ同シキ

大聖日本天皇ヲ祝シテ・・・・・)

云々とあるように、 Mikado(天皇)が Tycoon(大君)に取って代わった。なお、イギリスから日本への国書には(6) ており、「天皇」は「ミカド」とも「テンノー」とも呼ばれていたことが知られるが、いずれにしろ、明治になって 聯邦との修好通商条約には Seine Majetaet der Tenno von Japan とあるごとく、「テンノー」 Tenno が使用され Japan とあり、西班牙との条約には Sa Majesté l'Empereur, Tenno, du Japon とあり、明治二年二月の独逸北部 「ミカド」 Mikado が使用されたが、 明治元年九月調印の瑞典国との条約には Ziyne Majesteit de Tenno van

十二年に憲法や皇室典範が制定されるが、この時は伊藤博文の徽定で君主号は再び天皇に統一すると快まって、憲法 ところが、いろいろ史料を見ていると、明治六年頃から天皇号と皇帝号が混用されるようになる。その後、 明治二 外交文書には概ね「天皇」が使用されるようになったのである。(?)

第一一九号、

昭和五十八年三月)

なる論文が存在することも教えていただいた。

ドイツに対する開戦の詔勅には「天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル 大日本帝国皇帝ハ 忠実勇武 ナル 本国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。 ス」云々とあり、 及び皇室典範には天皇号しか使用されていない。 「天佑ヲ保全シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。 一示ス。 日の大東亜 朕兹ニ独逸国ニ対シテ戦ヲ宣ス」云々とあるように、 朕玆ニ米国及英国ニ対シテ戦ヲ宣ス」云々なる文章で始まっているように、 |戦争宣戦の詔勅は「天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝国天皇ハ、 また明治三十七年二月十日の日露戦争の宣戦詔書には「天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日 朕茲ニ露国ニ対シテ戦ヲ宣ス」云々とあり、 にも拘わらず、 「皇帝」号が使用されている。 明治二十七年八月一日 今度は「天皇」が用いられてい そして大正三年八月二十三日の 朕兹ニ 清国 ニ対シテ の けれども昭和十六年十二月 昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆 日清戦争の宣戦詔書 汝有衆ニ示 戦ヲ宜 K は

には 尊号の区別がそれほど大きな政治問題となったことはないので、 連史料が保存されているに相違ないと見当をつけ、 から考察した論文が発表されるということもなかったのであろう。そこで私は、 本稿執筆の動機であるが、手元の研究書などを紐解いても、 これは一体どうしたことか、どのような理由でこのように天皇号と皇帝号が使い分けられているのだろうか。 新見氏から、 『本邦国号及元首称呼関係一件』と 題する二冊からなる 史料が存在していた。 そこで 早速同史料館に出向 更に吉村道男「昭和初期における国号称呼問題 同史料館の新見幸彦氏に問い合わせたところ、案の定、 この問題を論じたものは見あたらない。 研究者の注意を惹くことも少く、 ――国体明徴運動との関連において――」(『国史学』 この論文は 右史料に基づいて国号問題 恐らく外務省外交史料館には何か関 ためにこれを正 たぶん天皇皇帝 同史料館

題は付随的にしか論じられていない。 を論じたものであるが、あわせて君主号の問題についても論及してあり、私の疑問を解決する上で大いに参考にな た。但し、その題目にもあるとおり、 これは昭和初期の国号称呼問題を中心に論じられたものであって、 故に私は、 右史料及び吉村論文に依拠しながら、 なおいくつかの史料を補 君主称呼問

明治初期から昭和初期までの天皇皇帝尊号区別の問題を考察してみることにした次第である。

本稿執筆に際して貴重な史料の閲覧に便宜を図って下さった外務省外交史料館の神山晃令氏と新見幸彦氏には、

をかりて厚くお礼を申上げる。

諸外国との間の尊号問題

殆ど「天皇」Mikado, Tenno を使用、諸外国もこれに応じていた。 伊の各公使に宛てた書翰などで「皇帝」号が用いられたことはあったが、これら以外の条約・批准書・対外勅書では 年三月十七日に二品熾仁親王が英国公使に宛てた書翰や、同年五月二日に肥前侍従鍋島直大が英・仏・米・蘭 明治元年(慶応四年)正月十五日に明治政府が爾後の外交文書には「天皇」を使用すると宣言して以降も、

明治元

わが国と諸外国との間で尊号使用をめぐる問題が生じた。同二年十月二十七日、沢宣嘉外務卿が英・仏・孛の各公使 と表現したところ、 ところが、 明治二年一月三十日、三条右大臣が孛・蘭・伊の「執政」に宛てた書翰中で各国の君主を「国王」殿下 各国公使は「皇帝」としなければだめだといってこれを受理しなかった。これが発端となって、

「皇帝」なる称呼は支那の文字であって穏当でないから、各国で使用されている敬称をそのまま用いる方が至

成したが、その他の各公使は不同意の回答をよこした。 故に各国君主号を各国語表記及び日本語の片仮名にて示されたき旨申し送ったところ、 べ ルギ しの みは賛

来の「女王陛下」なる称呼に不服を唱えた。 他方、これとは別に、 英国公使は明治二年一月十日の日独条約に「皇帝」の称呼が使用されているのを知って、 また、 明治三年三月十五日、 英国水師提督参朝の節、 勅語 従

貴国帝王安全ニメ公使モ亦壮健無恙職ニ在ル深ク喜悦スル所ナリ

卿は謹慎させられるという事件があった。 英国「皇帝」としないで「帝王」なる称呼を使用したので、 英国側は玉座前にて論駁を加え、 よって沢外務

る、従って各国と協議を要すると主張したが、独公使は独立君主は一律同等の交際あるべきこと、又条約の内容 ざるを得ないので不穏当である、 また 尊称 は条約に従うべく、 これと異なるものを用いるときは物議を醸す虞があ とを提言したが、 王への返書における同国君主の称呼認め方について独公使と応接し、わが国は各国の原音に従い、 せざるものであるならば一方的に変改して差し支えなきことを力説して、 このように外国君主称呼のことは相当煩わしい問題となっていたので、 そこで外務省は、 独公使は不同意の旨を述べた。これに対してわが国は、 明治三年に太政官に、 「帝王名義ノ事」について 問題は解決しなかった。(8) 明治三年四月十二日、 「皇帝」とするときは弱小国にも之を用 沢外務卿は、 片仮名にて示すこ 和 蘭国

右ハ各国トモ称シ居リ侯皇帝々王国王等ノ称号判然不致ヨリ我国ニ対シ侯テモ称号一ナラス、 実ニ朝家 ノ栄辱ニモ関係候儀ニ付、 於我朝ハ天 皇ト称シ奉ル事百世不朽ノ国語ニ候旨ヲ示シ、

帝ヲエ

ンペロ

1

ル

王号ヲロハト称シ

英語 ニテハ帝ヲインヘロ

ル王ヲキンク抔 其国々ノ尊称ヲ以往復イタシ候

譬ハ仏語

テテ

右等曖昧朦朧

テ、各自美目ヲ得候姿ニテ名義分明致シ候様存候間宜御高評被下度候事!

と伺い出たがなお決議されなかったので、同年六月十七日、さらに次のように伺いを建てた。(9)

徹却イタシ候義抔、縷々書取ヲ以伺候件々ハイマタ御決議相成ヲス候ヤ、 帝王名義之事国書勅語振及参朝之節彼兵隊ヲ召連候儀ハ断然差止ムヘキ事共幷ニ参殿之砌大広間及ヒ廊下等惣テ 過日伺上候外国人参朝手続之儀御決評之趣ニテ御書下ケ之段正ニ承知イタシ候、 右御確正相成候上ハ参朝規則ト一時ニ 就テハ其節一緒ニ取束子相伺候

彼方へ及応接度存候間早々前件之儀御決極有之様イタシ度此段伺上候也、

これより先の同年六月五日、三条右大臣と沢外務卿との間でこの問題について協議、

沢外務卿は左の二段の対策をた

てて各国公使との応接に臨んだようである。

第一案 天皇ハ主明楽美御徳ト書シ、

各国君主ニハ其ノ国々ニテ称スル所ノ原語ニ従フコト、

ハ我国ノミ称スルコトハ含ミオクベキコト、 右行ハレ難キトキハ「天皇」ハ我国ノミ称スベク、外国君主ニハ『皇帝」ヲ用フルコト、但シ「天皇」 其ノ理由ハ彼モ亦「天皇」ト称スルトキハ我ニ於テ応ジ難ク紛糾

起ルベキヲ以テナリ

しかし右二案とも拒否された場合のことを考えて、外務省は更に左のような第三案をも用意していた。(9) 度旨申出間敷トモ難申、其場合ニ至リ候テハ平行御交際ノ御趣旨御座候上ハ皇帝 モシ又彼方ニモ一層御国ノ事情相弁へ来、和文御用御座候上ハ総テ御国ノ称呼ニ従度抔申張、 天皇ノ字ヲ争執兼候様成行、 彼我トモ天皇ト称

終ニ不都合ニモ可相成歟、

就テハ大宝令中……ト有之、華夷トハ漢土及諸外国ヲ称候名義ノ趣御座候間

天皇

凡辺遠国、

有,,夷人雜類,之所、応,輸,調役,者、

随\事斟量、

不"必同"之華夏」。

役令辺遠国条にも見え、

そこには

甪 候事ニ致シ不適当トモ不被存候間、 御国内臨 馭ノ上ニ奉称候義、 外国エ 被為対候テハ皇帝ト被為唱候本文ニモ有之候間、 前後ノ二論ニテ行届兼候上ハ結末ノ処ニテ談決候様可仕候、 寧口彼我共皇帝 可然御指揮

有之度存候、此段相伺候也

割を果たしていた明証であるからである。 所称」なる規定を引いているのは興味深い。これ明治の為政者にとって律令が今なお生きており、 つまり、 「天皇」は国内向けにのみ用いようというものである。そしてその論拠として前節に掲げた大宝儀制令の 諸外国の君主にも「天皇」と表記せよと要求する恐れがあるから、外交文書では彼我ともに「皇帝」を使用 日本があくまでも天皇号使用を貫こうとすれば、 明治史を研究する上にも律令の研究が必要な所以である。 諸外国が「平行御交際」 という 外交上の原則を持ち出し 律令が 補充法の役

号として採用した以上、 ないからである。なるほど漢民族にとっては華夏とは漢民族の国家を指すであろうが、日本が天子号や天皇号を君主 しているが、これはおかしい。 云々と言っている点には疑義が存する。まず華夷の「華」すなわち華夏を漢土、「夷」すなわち夷狄を諸外国と理解 右第三案で儀制令を解釈して「華夷トハ漢土及諸外国ヲ称候名義」「天皇トハ御国内臨馭ノ上ニ奉称候義」 日本で華夏といえば、それはこの日本以外にありえない。華夏なる語は儀制令のみならず賦 何となれば、 華夏とは文化の中心地というほどの意であって、 特定国を指す言葉では

を意味すること、『日本書紀』雄略天皇紀七年八月条「新羅不」事''中国・」や『続日本紀』養老六年閏四月乙丑条 「華夏」を義解では「謂、 中国也」と言っている。 この中国も決して漢土を指すのではなく、 わが日本国

夷所称」というのは「皇帝号は文化の中心地にもそれ以外の地にも称する」というほどの意味であらねばならない。 また、天皇とは国内臨馭の上に称するものと理解しているのも、疑問である。儀制令では、 亦務実、辺者、蓋以、安,,中国,也」に見える中国が日本を指すのと同断である。 従って、 詔書に天皇号を使用する 儀制令の「皇帝華

と規定しているだけであって、国内のみに使用を限定するとは言っていないからである。

故改定セザルヲ可トス」と主張し、殊に仏公使は「皇帝」の字に異論あらば両国対等の理を推して仏帝にも「天皇」 た。これに対して各公使は、「旧来用ヒ来レル『皇帝陛下』ナル語ハ仮令支那文字ナリトモ已ニ万国ニ流通セルモノ 称している称呼を用いることにしたい、 よって 尊称敬語とも 各その国々の語を片仮名で 認めてもらいたいと提言し 文字を以て訳し当てたものであって穏当でないから、わが国は「顕津神天皇」と称し、各国の君主号はその国々で敬 それはそうとして、 かつて明治二年十月二十七日に英・仏・孛の各公使宛に申し送ったのと大略同じく、「皇帝」なる称呼は支那の 明治三年六月十八日、 右三案を懐にして 英・米・仏・独・蘭 及び西公使と応接した沢外務卿

異ナレル「法王」ヲ以テシテ可ナルカ、 「天皇」ナル御称呼ハ我国皇道ノ関スル所ニシテ固有ノ意味アルコト「羅馬法王」ノ如シ、 仏帝ヲ称スルニ字義

の称を用いられたいと強く主張した。よって日本側が

と駁したところ、仏公使も理ありとしてその主張を止めたが、結局各公使は

- (一) 日本語ニトリテ意味モナキ欧洲ノ称呼ヲ片仮名ニテ認メ難シ、
- 独立国ノ君主ハー律対等ノ交際、 サレバ相手国君主ヲ称呼スルニハ自国ノ君主ヲ尊称スル称呼ヲ以テスベ

と手紙を出し、

との理由によりわが国の主張を容認せず、 結論は出なかった。

入れたところ、 その後わが国は、各国公使と一時に応接するときは雑論紛起条理徹底し難きにつき、公使総代と協議したき旨申し 字はこれに賛成したけれども仏英はこれ以上論議を重ねるを欲せず、 書翰にて取り決めたいと主張

そこで三年七月十三日各公使

節御申聞ノ通リ当今ハ各国御協議ノ上其至尊ハイツレモ上下優劣無之趣御談話有之、 用候樣御望被成候間、 以手紙致啓上候、 然ハ此程横浜於テ閣下及ヒ外御同職方へ御面話致シ候砌、 逐一政府へ申立候所、 右ハ各国原称ノ異ナルニョリ訳字モ又異同有之候へ共、 貴国至尊ヲ奉称候ニハ皇帝ノ文字相 就テハ御協議一決被成候約 右御面話

三年七月十三日

書面幷ニ年月等頭末早々承知イタシ度、

此段御問合可及如斯御座候以上、

務 大 輔

外

外 務

卿

英仏米孛荷西

公使姓名

閣下

が、

各国君主に上下優劣がないとのことであるが、

右につき 何らか約書あらば 承知したき旨を照会した

これに対して同月二十八日英仏蘭独西公使連名にて

致候、 本月十三日附各国公使へ御回答夫々致落手候、 然ルニ右ハ各国之条約ニテ取極候儀ニハ無之、 然ハ各国君主ノ位階ヲ同様ニ取極候条約書写差進候様被仰越承知 只斯様ノ仕来ニ有之候、 依之万国之礼式確法ニ依テ当時

庚午七月二十八日

大貌利太尼亜特派全権公使

サアハルリーパークス

仏蘭西全権公使

メキシミオウトレー

荷蘭公使

フアントルフーフエン

独乙北部聯邦公使

フオンブラント

西班牙公使

ルシワルエーロドリケイームノス

沢従三位清原宣嘉

寺島従四位藤原宗則

と返事し、そのような約書は存在せず、万国の礼式確法に従ってそうなっているのだと回答をよこした。(エヒ) 閣下

この冒頭には「書翰ノ書法ハ彼我ノ栄辱ニ係ル慎マスハアルヘカラス、因テ平出闕字ヲ分チ又俗称ヲ用ヒ文格ヲ正シ かくて外務省は、各国との応接を踏まえて、明治三年八月に「外交書法」を伺い出て、「伺之通」との指令を得た。

尊称については、 規則 ラ設クル 左 ノ如シ」とあり、 その第四章に 続いて全十四章にわたって書法が規定されているが、

ここで問題にしている君主

の

我

天皇ノ尊称

大日本国大天皇

とあり、また第五章に

ハ大統領ヲ以テ呼ヘシ、

我 ョリ各国君主ヲ称スルニ其国敬称ノ尊卑ニ関係セス皆大皇帝ヲ以テ呼 Ė 共和政治即チ米利堅瑞西国等ノ

如キ

因みに、「『天皇』、『皇帝』ナル御称呼ニ関スル資料」には、とある。そして同月、外務省はこれを開港場諸県に達したのである。

既ニ「前ニ朕カ委任全権ノ重臣ト瑞典国 大皇帝ノ委任アラレシ我国在留荷蘭公使ト……」トアリ、 而シテ右照復ノ後約三ヶ月即チ明治三年十月二十八日ニ御批准ノ明治元年日瑞諾修好通商航海条約御批 右へ当局 准

於テ前記公文往復ノ結果第二案実行ニ決シタルヲ証スルモノト謂フベシ、 尚明治四年七月四日調印並 ニ御批准

Ξ. Ŧ. 朕カ委任全権之重臣ト布哇国大皇帝之全権公使ト……」ト記載セラレ、 日布修好通商航海条約ニモ「大日本国 付大皇帝ト認、 |日附ヲ以テ外務省ヨリ「御国書御書体ノ義御問合承知イタシ候、 且朕ハ下エ対シ候語ニ付矢張リ余ト御認ノ方適当ト被存候此段及御答候也」ト回答シタル次第 天皇陛下ト布哇諸島 皇帝陛下……」トアリ、 各国帝王ノ敬称陛下ト書候テハ臣下ガ称候義 更ニ同年正院 ∄ IJ 又同御批准書ニモ 1 問合ニ対シ十月二十 「今般

第二案ノ「皇帝」ヲ用フルニ就テ政府ガ躊躇シタル主タル理由ハ弱小国君主ニ之ヲ用フルヲ不穏当ト認メタル点 国原称 ŀ 決定シ居リタルコトナレバ、今ヤ第一案ニ対スル先方ノ意思明瞭ナル上ハ第二案ニ依ルノ外ナカルベク、 察スルニ当時ニ於ケル我政府ノ意図ハ三条右大臣沢外務卿ノ協議ニ依リ既ニ確定シ居リ、即チ第一案ノ各 (我ハ「主明楽美御徳」)ニ依ルコトヲ先方不承諾ノ場合ハ第二案ノ「皇帝」(我ハ「天皇」)ヲ用フル 且.

已ニ此ノ点ニ付前記各公使連名ノ回答アリタル次第ナレバ玆ニ外国君主ノ称呼ヲ「皇帝」トスル

トニ決シタルモノナルベシ、

アリタル処、

アリ、

知られるし、 ト認 で十月二十五日に「御国書御書体ノ義御問合承知イタシ候、 る。そのことは右「『天皇』、 と規定されているのであるから、右の記述はこの決定の史料を見落としたものであろう。 と述べているけれども、 「外交書法」は、 且朕ハ下エ対シ候語ニ付矢張リ余ト御認ノ方適当ト被存候此段及御答候也」と回答したとあることによっても 更に四年後の明治七年七月十三日に外務省が 外務省が開港場諸県に達しただけであったから、当時においても周知徹底していなかったようであ 明治三年八月に外務省達で「外交書法」が決められ、そこに外国君主を「大皇帝」と称する 『皇帝』ナル御称呼ニ関スル資料」に、 各国帝王ノ敬称陛下ト書候テハ臣下ガ称候義ニ付大皇帝 明治四年正院から外務省に問い合わせてきたの いや、 この明治三年八月の

置候へほ、院省使各府県へモ為心得別紙ノ通御布達相成度此段上申候也、 各国君主各種ノ称号和公文ニハ一般皇帝陛下ト可称旨去ル午年中御確定相成、 開港場ノ諸県へ当省ヨリ其旨相達

猶以各開港場ノ諸県へモ改テ御布達相成度候事

と太政官に上申していることでも明かである。ここに「午年」とあるのは、 勿論明治三年である。 この上申に対して

する信任状にも「日本国天皇」を使用した。

ト务介 ニョ 帝毘 各国書 E 七月十七日、太政官庶務課が

之候間、 外務省上申締盟各国君主和文称号御布達相成度旨審案致候処、 上申ノ趣御許可、 更ニ院省使府県へ御達相成可然、 依テ御指令案相同申候' 右ハ既ニ御確定ノ儀ニ候ヘモ、 未ター般御布令無

但御布達案上申ノ通ニテ可然存候

と議案を作り、その通りに七月二十五日太政官第九十八号達書で次の如く院省使府県に布達された。 締盟各国君主ノ称号原語各種有之候処、 和公文ニハ語原ニ拘ハラス 総テ 皇帝ト可称定式ニ候条、

此旨可相心得

再

方

以上のような経緯によって、 但共和政治即チ米利堅仏蘭西西班牙瑞西秘魯等ノ如キハ大統領ト称スヘキ事! わが国は諸外国の君主に対して「皇帝」なる称号を用いることになったのである。(ほ)

わが国の天皇を条約にどのように書き表すかについて、三年八月の「外交書法」に「大日本国大天皇」と規

定相成候条此旨相達候事」とし、 定したのであったが、これまた周知徹底させるために、明治四年十二月二日附太政官達で「外国条約書体別紙之通御 (オーストリア・ハンガリー)条約に「大日本天皇」と書き、 別紙に「大日本国天皇」と決めた。これによって、 明治五年五月十四日附英国皇帝宛寺島大弁務使に対 翌日の十二月三日批准した日澳

三 日清修好条規と尊号問題

明治四年七月二十九日、 日清両国の間で「修好条規並ニ通商章程」が締結されたけれども、 その締結に当たっ

商章程」の写しを送付した。その写しには「下ヶ札」があって、その一つに「尊号を掲けさるは別に義解を出す」と 達宗城大蔵卿と柳原前光外務大丞は沢外務卿と寺嶋外務大輔に報告書を提出し、その附属書として「修好条規竝ニ通

治初年以来、わが国が諸外国と締結した条約にはすべて双方の元首号が記載されているのに、 である。この表題を見ても知られるように、日清修好条規には日本国の天皇号も清国の皇帝号も記載されてない。(15) ある。その「義解」とは、「和清条約義解」と題する文書の冒頭にある「修好条規起首国名ノ下(尊号ヲ掲ケサル解」(キキ) 何故日清間の条約には

元首号の記載がないのか。以下、右史料によってその事情を見ることにしよう。

号が書かれていなかったので、 日清両国側が天津表において条約談判に取り掛ったところ、清国側から差し出された約書下案に尊号すなわち天皇 わが国がその理由を尋問したところ、清国側は張紙で左のように返答してきた。

粤稽上古、我中国已有

天皇氏為首出神聖、

後世皆推崇莫敢與並、

今査

貴国與西国所立各約、

称謂不一、而中国自同治元年以来定約者

十余国、皆称君主、 往古紀載之初有天皇氏地皇氏人皇氏之称謂之三皇、其次則有五帝、至帝降而王則夏商周三朝俱称王亦謂之三 即布国亦然、応謂 擬尊称以避上古神聖名号、否則唯好僅書両国国号以免物議、 天地開闢以

皇則往古未聞沿襲、 及周之末造各国争雄雖諸侯亦称王称帝、至有所謂東帝西帝者、至秦始王自以為功蓋三皇徳過五帝、 此乃歷代帝王尊称之始、若天皇之称考古之聖帝名王亦未敢與之並称、是以皇帝二字雖易代猶同此称、 在身為帝王尚不敢以之自居、而凡在臣民之尊其君者更可知矣。 我

朝敬天法祖於郊啼之礼祝版尚須擡写天字、 則不敢以天皇符鄰邦之君更可想見、則天皇二字之不通行於天下者如此、 ある。

七月四日、

伊達大蔵卿・柳原外務大丞・津田真道外務権大丞が 長莢大学少丞・鄭永寧文書権

改め、 ŋ 右文中の「祝版」とは神を祭るときに祝文を書く紙、 皇帝と雖もあえてこれを犯さないでいるから、 て天皇を以て鄰邦の君に待たざること、 我朝は天を敬い祖に法り、 在ってもなお敢えて以てこれに自から居らず。而して凡そ臣民の其の君を尊ぶことに在っては更に知るべきなり。 の始めである。天皇の称のごときは古の聖帝名王を考えても、亦た未だ敢えてこれと並称せず。是を以て皇帝の に至って自から以為へらく功は蓋し三皇、 称を凝するに以て上古の神聖なる名号を避けるようお願いする。 元年以来、十余国と条約を締結しているが、皆君主と称しており、 て敢えて與に並ぶものはない。 (ここに上古を稽えるに、 を三王という。 更に通常よりも字格を高くすることである。 これに対して、 これを三皇という。 代が易わってもなお此の称と同じである。 以て物議を免れるようにしたい。 周の末造に及んで各国雄を争い、 其の次は則ち五帝がある。 郊禘の礼の祝版においても、 我が中国には已に天皇氏があり、 今、 貴国と西国と立てる所の各条約では称号が一様ではない。 更に想見すべし。 徳は五帝に過ぐと。遂に併称して皇帝となす。 ましてや隣邦の君主号としてこれを認めるなどできないというに さて 清国側の言い分は、 天地開闢以来、 「擡写」とは帝室天地などに関する語が文中に来た場合に行を 而るに天皇は則ち往古沿襲するを未だ聞かず。 諸侯も亦た王と称し帝と称し、 帝より以降は王で、 なお須らく天の字を擡写しなければならない。 則ち天皇の二字の天下に通行せざること此 首めに出して神聖なものとしており、 しからざれば、唯だ僅かに両国の国号を書くこ 往古紀載の初めに天皇氏地皇氏人皇氏の称があ 国内にもそのように布告している。 則ち夏商周三朝、 天皇は中国人が最も尊ぶ神聖な神であ 所謂東帝西帝に至る。 此れ乃ち歴代帝王尊称 倶に王と称す。 而るに中 身帝王たるに 後世皆推崇し の如し。) 則ち敢え そこで尊 亦たこ には同治

正・陳欽随同幇弁署直隷津海関道の部署に至り、 随同幇弁弁理日本国通商事務江蘇按察使の応宝時以下、 同知銜直隷

伐皇国

候補知県の銭逵、

長蘆候補塩大使の邱濬恪等と会議し、

天皇ノ由来已ニ久シク今日ニ在テ条約各国皆之ヲ体認ス、 所謂日本ノ西国ト立ル所ノ各条約ニ称謂一ナラストハ

旧幕府曾テ大君ト称セシ時ノミニシテ、今維新ノ際ニ行フニ非ス、

等の旨、並に

彼国唐高宗曾テ

天皇ト称セシ例ナトヲ考証シテ反覆討論シ、 且条約上ニ之ヲ書セサルモ国書以下公文往復ノ間ニ当テ

天皇ノ尊号断然用ヒサル事ヲ得ス、

弁大学士直隷総督の李鴻章の部署に至り、 応宝時と陳欽も同座、 わが方から 清国側 の条約案に下げ札をして弁論 等の意見をも述べ百方談弁したが、その日は決しなかった。同月八日、五名で会議を行い、その上で欽差全権大臣協

。すなわち

日本之與西国処立各約有大君之称、此係前幕府自己為称、原非出自

天皇者也、而皇国自明治元年朝綱維新以来所有新定数国之約皆提書

大号、以此各国米往国耆亦均称之、並無称謂不一之処、 貴国所証太公二字乃大君之訛、 蓋訳者自誤耳、 今両国

天皇、貴國回日天皇或曰皇帝兩從其便、立約僅書両国国号亦可也、至於来往国書及公文則我国自称曰

て協議を止めた。

自称して天皇と曰う。貴国の返書に天皇と曰い或は皇帝と曰うも、両つながら其の便に従ってよろしい。) 僅かに両国の国号のみを書くことも亦た可能であろう。けれども来往の国書及び公文に至っては、 証とする処の太公の二字は乃ち大君の訛であって、蓋し訳者が自から誤てるものである。 を提書している。 皇に出自するものではない。 (日本が西洋諸国と立てた処の各条約に大君の称があるが、此れは前幕府が自己を称したものであって、 此れを以て各国来往の国書も亦た均しくこれを称している。並に称謂不一の処はない。 而して皇国は明治元年の朝綱維新より以来、新しく数ヵ国と条約を締結し、 今両国が立てる条約に 則ち我が国は 貴国が 皆大号 もと天

ある。 右に「大号」と言っているのはここでは天皇号と解してよいだろう。 わが国から清国宛の文書には天皇号を記載するが、清国からわが国宛の文書に天皇と書くか皇帝と書くかは清 また「提書」というのは 「擡写」と同義

これに対して李鴻章は

国に任せる、というのが、

わが国の主張したところである。

貴国ノ来文ニ

天皇ノ尊称ヲ書スル事素ヨリ議ヲ庸ル事ナシ、

但復書ニ於テ天皇ト称スルカ皇帝ト称スルカ我権ニテ之ヲ定ムル

といっているし、 と述べた。そこでわが方は、清人の頑陋さは容易に説服し難く、今わが方から天皇の字を用いても彼は辞を入れな 事能ハス、然ト雖トモ我皇上ヨリ復書スル時ニ至テハ敢テ不敬ノ名号ヲ以テ貴国ノ帝ヲ称セサル事ヲ我ハ信セリ、 清国からの復書に皇帝等の字を用いたとしても、西洋に対してわが国は天皇と書し彼より「エンペ

ル」と書しているから、恕して害はないであろうと決し、もし不敬の字を用いたならば復書を返却すべき旨答え

る。 ところが、この後、如何なる事情からか不明であるが、わが国も外交文書で皇帝号を使用し、天皇号を用いなくな 。すなわち、明治六年一月五日附伊国皇帝宛中山総領事信任状にはなお「日本国天皇」とあったのが、四日後の一

月九日に作成された清国皇帝宛て国書では「大日本大皇帝」とされているのである。同年一月二十日の伊国皇帝宛慶月九日に作成された清国皇帝宛て国書では「大日本大皇帝」とされているのである。同年一月二十日の伊国皇帝宛慶

これは岩倉具視が特命全権大使として国書を持参し、これを受領した旨の返書であるが、その英文冒頭には 賀の勅書にもまた「日本国皇帝」とある。更に同年三月八日「英国代理公使アージーワトソン参朝権呈」せる国書。

of the Faith &c. &c. &c Victoria, by the grace of God, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, Defender

our good Brother and Cousin, Greeting! To the most high, Mighty, and Glorious Prince, His Imperial and Royal Majesty the Mikado of Japan,

大日本皇帝ニ白フス) (神恵ヲ受ケ天道正理ヲ守護スル大不列顚兼愛倫ノ皇帝タル「ウキクトリア」謹テ至尊至大我良兄ナル

とあって Mikado を用いているにもかかわらず、訳文では「皇帝」としている。

は彼我ともに皇帝号を使用する)が実現したのである。前掲「『天皇』、『皇帝』ナル御称呼ニ関スル資料」は 際しての尊号問題を契機として、かつて外務省で考えられていた第三案(すなわち天皇号は国内のみに使用し外交上 かくて、明治六年一月以降の外交文書では、日本の元首も概ね「皇帝」と称することになり、日清修好条規締結にかくて、明治六年一月以降の外交文書では、日本の元首も概ね「皇帝」と称することになり、日清修好条規締結に

要之……支那以外ノ諸国トノ間ニ於ケル君主称呼ノ問題ハ所謂第二案ヲ以テ一応解決シタルガ如シト雖モ、 従ヒ独リ我方ノミ「天皇」ナル御斬呼ヲ用ヒントスルモ、支那ニ於テモ『天皇』ト称シ得ルロトガ右諸外国ソ知ル

てお

り

同年六月十日「英国公使サー

ハルリー

ハ

アクス参朝捧呈」の国書は、

ようである。

例えば、

明治八年五月調印の日露間樺太千島交換条約には

Sa

Majesté l'Empereur du Japon となっ

特命全権公使寺島宗則の職を解いて外

将又同文国タル清韓両国ト 所トナラバ、 ル ニアラズンバ期シ難シトノ念、 右第二案主張 ノ関係ヨリ見ルモ、 ノ節論拠トシタル所ハ最早不通 恐ラク前記紛議ニ懲リシ当時ノ政府ノ脳裏ニ強ク印象セラレ 根本的解決ハ矢張リ我モ亦対外的ニハ「皇帝」 ノコトトナルベク、 旁々此等諸国ト ノ関係 タル所ナルベシ、 ナル御称呼ヲ用 ij 、スル モ

とこの間の事情を推測しているが、当を得ていると思う。

文に His Imperial and Royal Majesty, the Mikado of Japan とあったことでも知られる。 卿に宛てた書翰中に 航海条約締結のために来日した秘露国特命全権公使が、 たということは、 ところで、 右の三月八日の英国からの国書に まだ外国には伝達されていなかった模様である。このことは、 Su Majestad el Tenno とあり、 Mikado と表記されているように、 この書翰に同封していた秘露国大統領の天皇宛信任状の英訳 明治六年三月一日、 信任状捧呈のため謁見を乞うて副島外務 日本と秘魯(ペルー)との和親貿易 わが国が元首号を皇帝と変更し

del Japón) 秘露公使とが応接して訂正、 の後に諸外国にも同様の訂正を伝達したのかどうかは明かではなく、また条約原文などをすべて精査したわけではな 八月十四日、 ので断言はできないが、この時期以降に締結された条約文や各国往復国書には Tenno, Mikado の表記は見えな それでは一体いつ頃から外国語表記も 日本文では「日本国大皇帝」とすることによって、 秘露国側条約案で 英語正文に His Majesty the Emperor of Japan (西文 Su Majestad el Emperador His Imperial Majesty the Tenno となっていたものを、 Emperor とされるようになったのだろうか。 Tenno ないしは Mikado の表現が訂正された。 右日秘間交渉にお 外務省において外務卿と いては、

務卿にしたことに対するものであって、冒頭は明治六年三月八日の前掲国書とほぼ同じであるが、His Imperial and Royal Majesty the Mikado of Japan なる表現が His Majesty the Emperor of Japan と変更されている。

四 憲法・皇室典範制定と尊号問題

元老院「日本国憲按第三次案」(明治十三年)など初期のものは大部分が皇帝号を使用している。(2) が、それらを見てみると、青木周蔵「大日本政規」(明治六年)・同「帝号大日本国政典」(明治七年)・元老院「日本 国憲按第一次案」(明治九年)・同「日本国憲按第二次案」(明治十一年)・共存同衆「私擬憲法意見」(明治十二年)・ ところで元老院の国憲按に反対した岩倉具視は、明治十一年三月、「奉儀局或ハ儀制局開設建議」を太政官に出し、 明治九年九月七日 に元老院に 憲法取調を命じる 勅諭が出され、 この頃から盛んに所謂私擬憲法草案が作られ出す

帝室制度調査のための部局を設置する事を建議した。そしてそこで調査すべき事柄を列挙した「牽儀局調査大要」も

皇帝、 天子、寿明楽美御徳 同時に提出したが、その憲法の部の中に

が口額で喋ったものを 明治十五年十二月一日 と諸規取關所御用掛の 宮島誠一郎 が筆配した「伊地知一等出仕口演筆 よって取り上げられなかったけれども、その「調査大要」は明治十二年に宮内省に設けられた宮内省諸規取調所、(8) と書き、尊号をどうするか調査すべきであるとしている。この岩倉の建議は井上毅の「奉儀局不可挙行意見」などに(9) た明治十五年十二月に設置された内規取調局にも受け継がれた。前者においては伊地知正治一等出仕が従事、 伊地 ま 知

記」なるものがあって、そこには

後者の内規取調局での調査と覚しきものは、国立国会図書館憲政資料室の「憲政資料室収集文書」一一三九宮内省関 と記されている。つまり岩倉が尊号として掲げていたりちの「寿明楽美御徳」は使用しないというのである。(イス) 天皇又ハ天子ト尊称シ奉リ又ハ各国対等ノ公文式ハ 皇帝ト称謂ヲ定メラルレハ其他ハ無 他方、

ものを列挙し、岩倉が掲げた複数の選択肢の中から一つを選んだもので、尊号については

係書類中の十二番目の「皇族ニ関スル諸例調書」の中にある。これは「奉儀局調査大要」の調査事項のうちの重要な

とあり、諸規取調所の意見とは違っている。

現在帝ハ皇帝ト称ス

このように、明治十五年頃においてもなお尊号について意見の一致をみていない。

したが、柳原はその第一章に「皇位尊号」をおき、その第二条に その後、明治二十年初頭に賞勲局総裁柳原前光が伊藤博文の命を受けて「皇室法典初稿」なる皇室典範草案を起草

と規定した。先の伊地知の意見とほぼ同じである。これを修正した井上毅は、草案の名称を「皇室典憲」とするとと 皇位ノ尊号ヲ天皇トス外国へ皇帝ト号シ祭祀ニ天子ト号スル 文武帝大宝令ノ制ニ依ル

もに、第二条を第一条におき、文章も「皇位ノ尊号ヲ天皇トス外国に対シ皇帝ト号シ祭祀ニ天子ト称スルコト

天皇大宝令ノ制ニ依ル」と若干改めて、次のような説明文を起草した。(②)

太子以下,而議,答書之辞,、太子執,筆書,之曰、東天皇敬白,四皇帝,、 推古天皇十六年紀ニ云、東天皇敬白西皇帝ト智は天皇ノ号ハ蓋此時ニ始マルナリ、太子伝暦ニ云、天皇雄 謹白不具、 此ニ拠レハ此ノ尊号ハ厩戸太 召:

子ノ議ニ成レルナリ、其後文武天皇大宝令ヲ定ムルニ至リ始メテ天皇ト皇帝ノ称ヲ以テ之ヲ内外ニ分チ用ヒタリ、

即チ儀制令ニ天子(祭祀所称)天皇(詔書所称)皇帝(華夷所称)ト云ヘル是ナリ、

上古へ「スメラミコト」ノ称即チ皇位ノ尊号タリ、亦儀制令ノ義解ニ見ユル所ノ如シ、 而シテ其義実ニ天皇

称シ祭祀ニ天子ト称スルコト(文武天皇大宝令ノ制ニ依ル」に対して、 日の高輪会議で伊藤の裁定を仰いだのであった。伊藤は柳原草案第十四条「皇位ノ尊号ヲ天皇トス外国ニ対シ皇帝ト それはさておき、 するのは疑問があろう。また既に述べたように、儀制令規定の皇帝号は外国に限るとする解釈も疑義があるけれども、(ミス) 現代の学問水準からするならば、 これを受けて柳原は再度草案を練り直し、右条文を第十四条に規定、そして、明治二十年三月二十 日本書紀や太子伝暦の記事をそのまま信じて推古天皇の時代に天皇号が始まったと

皇ノ字ヲ用ヒ訳書ニ皇帝ト書スルモ妨ケナシ、瑣事ニ拘泥シテ皇位ノ尊号ヲ三種ニ分ツカ如キハ余ノ最モ採ラサ レトモ是亦毫モ意ニ介スヘキノ事ニ非ス、 Emperor ト言フニ過キサルナリ、 テ皇位ノ尊号二二種アリト速了スヘカラス、 帝ノ尊号ヲ用ユト雖モ、 シテ三種ノ尊号ヲ帯フルコト各国未タ曾テ其例アルヲ聞カス、但外交上ノ慣例ニ於テ彼我往復ノ公文ニハ互ニ皇 諸君ハ本条ノ明文ヲ読下シテ如何ンニ観察セラル、乎、天皇ト称シ皇帝ト称シ又天子ト称スルコト、 弁難ノ端ヲ啓キタルコトアリタルヲ以テ、 其実天皇ノ字ヲ外国語ニ訳スルニ Emperor 即チ皇帝ノ字ヲ以テスルニ過キス、 天皇ノ字ハ曾テ清国ト交渉ノ案件ヲ商議スルニ当リ本邦ノ使臣ト清廷トノ問 本朝皇位ノ尊号ノ天皇ト称スヘキ定制アリトセハ、 嚮後ト雖モ清宮ト往復スルニ当り支牾ヲ免レスト云フノ議アリ、 例へハ露国ノ皇位ヲ「ツアール」ト云ヒ、 之ヲ英語ニ訳シテ猶ホ 往復ノ原書ニハ天 国 -之ヲ以 君 然

ル所ナリ、 宜ク本条ヲ削除シテ更ニ尊称ノ事ニ渉ラサルヲ善シトス、

以降 は柳原の弁明を容れず、天皇号で統一することに裁決した。これによって、皇位尊号に関する規定は削除され、 号は清人が嫌っているから、外交文書には皇帝号を使用するようにした方がよいと弁明したのであろう。 と述べた。右文中に「天皇ノ字ハ曾テ清国ト交渉ノ案件ヲ商議スルニ当リ本邦ノ使臣ト清廷トノ間ニ弁難ノ端ヲ啓キ た日清修好条規締結に際しての議論をさすこと間違いない。恐らく、 タルコトアリタルヲ以テ、嚮後ト雖モ清宮ト往復スルニ当リ支悟ヲ免レスト云フノ議アリ」とあるのは、 皇室典範や憲法の草案には天皇の語のみが使用されるようになったのである。 嘗ての経験を踏まえて柳原が伊藤に、 先に紹介し しかし伊藤 天皇の称

たからであろうか、明治二十年六月九日、内閣記録局は宮内省に対して「皇帝陛下天皇陛下等尊称区別」について問 書に皇帝(Emperor)号を用いればよいというのであるから、伊藤の主張を徹底させるとすれば、 交文書の書法の慣行を改めなければならないことになる。伊藤裁定と従来の慣行とのいずれを是とするか決め難かっ 合わせた。 伊藤の考えによれば、 これに対して、宮内省内事課長より内閣記録局長 国内向け文書のみならず外交文書にも天皇号を使用し、外交上もし差し障りがあるならば訳 明治六年以来の外

皇帝陛下

得共、 天皇陛下等尊称区別ノ儀ニ付御照会ノ趣致承知候、右ハ記録ノ体裁ト場合トニ依リ便宜区別相立候義モ可有之候 既ニ令条ニモ天皇 (詔書所称) 皇帝(華夷所称)等ノ文相見へ候通、 古来内外ヲ以テ称呼ヲ異ニセ サル

例ニ有之、現今当省ニ於テハ

天皇陛下ノ尊称ハ専ラ内事ニ相用候得共、 皇帝陛下ノ尊称ハ内外ニ通用致居侯次第ニ有之候、 此段及御答候也、

と回答した文書が残っている。宮内省が伊藤の裁定を知っていたのかどうかわからないが、内事に天皇号を使用する(%) ほか皇帝号も内外に通じて用いる事実を述べ、伊藤裁定とは違った判断を示した。皇帝号を用いている例としては、

例えば明治九年十二月二十九日の三条実美及び岩倉具視を勲一等に叙した勲記があって、いずれも「日本国皇帝」と

ある。その後、明治二十一年十月九日に賞勲局が稟定した勲記文にも 神武天皇即位紀元 天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝ハ官品勲某親王又ハ官位勲爵某ニ大勲位菊花頸飾章ヲ授与ス 年明治 华 月 日東京帝宮ニ於テ親ラ名ヲ署シ難ヲ鈴セシム

御名 国璽

賞勲局総裁位勲爵 某

賞勲局副総裁位勲爵 某

(以下略)

から自説を退けられた柳原が、勲記に皇帝号を残すことで伊藤見解に対抗したものと考えられなくもない。 とある。因みにこの当時の賞勲局総裁は柳原前光であるから、穿った見方をすれば、 皇室典範草案審議に際して伊藤

書での尊号使用をどうしたらよいのかわからないので、明治二十二年四月二十四日に外務次官の青木周蔵が枢密院書 に制定された憲法及び皇室典範は天皇号で統一されており、尊号に関する規定は存在しない。しかしこれでは外交文 さて宮内省見解を受け取った内閣記録局がどのように反応したのか不明であるけれども、明治二十二年二月十一日

憲法明文中ニ記載アル医量ノ文字ト他ノ公文ニ記載スル皇寮ノ文字小差別如何、 並ニ皇位皇室ノ皇字ト帝国憲法

記官長井上毅に

292

国議会等ノ帝字ト ノ区分如何ニ係ル解釈承知致度候間、 乍御手数御開示相成候樣致度、 此段及御依頼候也、

客月二十四日附送第二八六号貴問ノ趣本院議長ノ指揮ヲ受ケ左ニ開答供参考候′

第一問 皇帝華夷所称トアリ、 皇帝ノ称呼ハ大宝令(公式及儀制)ニ天子、 蓋皇帝トハ外国ニ対シテ称ヘラルルノ尊称タルハ中古ノ典例タリシニ、 皇帝云々トアリテ、 近来へ他

即チ二十一年勅令第二十四号参軍官制第一条、

同

天皇、

天子祭祀所称、

年第二十七号師団司令部条例第一条是ナリ、

ノ法文中ニモ往々皇帝ノ称ヲ用ヰラレタルコト見エタリ、

皇室典範及憲法ニ天皇ノ称ヲ用ヰラレタルハ先王ノ遺範ニ因ラレタルモノニシテ、 ハ、嗣今法文ニハ総テ天皇ノ尊称ヲ用ヰラルヘキハ当然ナルヘシ (但外国交際ノ文書ヲ除ク)、 既ニー定ノ制 ラ成 タ

皇ノ字ト帝ノ字トハ之ヲ古典及維新以後ノ慣例ニ徴スルニ更ニ区別アルヲ見ス、

明治二十二年五月八日

先の草案起草段階での裁定を撤回し、外交文書に皇帝号を使用することを認めたことになる。ただここで、 と にも皇帝号を使用している慣行、 枢密院議長の指揮を受けて答えている。この時の枢密院議長は言うまでもなく伊藤博文であるから、(タイ) 及び それを承認している 宮内省見解を退ける論拠として 儀制令を持ち出している 伊藤自身が 国内文書

の枢密院書記官長井上の回答は外務省に対して与えられたのみで、 他の省庁には伝達されなかったらしい。そこ

その儀制令解釈には疑義が存すること、既に指摘した通りである。

で国内法たる参軍官制や師団司令部条例にも皇帝号を使っていた陸軍が尊号使用方に疑問を抱き、明治二十三年二月

十九日、陸軍次官桂太郎から宮内次官に以下のような質問をした。

送甲第二五七号

処 勅令等概子皆 承知候付、 歴代ノ 聖上御尊称之儀ハ テハ文書上ニモ言語上ニモ御尊称ヲ称シ奉リ候上ニ付右区別判然不致候テハ差支不尠ノミナラス軍紀上ニモ関係 合ニハ 天皇陛下ト称シ率リ如何ナル場合ニハ 皇帝陛下ト称シ奉ルトノ規定有之候義ニ候哉、 キモ草按中総テ ト場合トヲ論セス 其後モ 至尊ニ対シ奉ルノ義ニシテ現ニ御宇アラセラレ候 其後当省ヨリ発布ノ省令等右之趣旨ヲ体シテ起艸致シ、既ニ去ル二十一年制定相成候軍隊内務書 皇帝ノ御尊称ヲ用ヰラレ候公文往々相見候様存候(例セハ墨西哥国ノ条約ノ如キ是ナリ)、 天皇ノ御尊称ニ有之、 皇帝陛下之御尊称ヲ用ヰ候処其儘裁可相成候、然ルニ昨年来発布相成候憲法ヲ始メ其他ノ法律 天皇陛下ト奉称スルモ 天皇陛下ト奉称スヘキ儀勿論之義ト存居候処、 就テハ 皇帝陛下ト奉称スルモ随時適宜ニテ可然義ニ候哉、 皇帝陛下ト称シ奉り候義ハ将来ニ於テ 一切無之義ニヤト相考候 聖上ニハ 最三御省ニ於テ右 皇帝陛下ト奉称スヘキ儀決定相成候趣致 天皇陛下ト奉称スル 将又如何ナル場 当陸軍部内ニ於 右八時 ラ如 八御

寄り欠害

明治二十三年二月十九日

致候義ニ付、右区別決定相成居リ候義ニ候ハト明示相成度及照会候也、

陸軍次官桂太郎

(閣征)

宮内次官

右に「天皇陛下ト奉称スルハ御歴代ノ 称スヘキ鶻決定相成候」といっている宮内省の決定が何時如何なる形で行われたものか群かにしないが、 至尊ニ対シ奉ル ノ義ニシテ現ニ御宇アラセラレ 候 聖上ニハ 皇帝陛下ト奉 「墨西哥国

は

皇帝陛下」、英語正文には His Majesty the Emperor of Japan とある。 ノ条約」といっているのは、 明治二十一年十一月調印の日墨修好通商条約のことであって、 その日本文には 「日本国

陸軍の質問に対して二月二十七日、宮内省内事課は

別紙陸軍省照会天皇皇帝奉称区別ノ儀ハ、去二十年六月内事課長ョリ内閣記録局長へ回答ノ旨趣ヲ以テ左按ノ通

回答可相成哉、 相伺候也、 (閣往)

と稟候し、同日決裁して、以下のように「天皇皇帝御称号区分ノ儀」について陸軍省へ回答した。(8)

天皇皇帝奉称区別ノ儀ニ付去十九日送甲第二五七号ヲ以テ御照会ノ趣了承、右ハ当省ニ於テハ従来外国ニ対テハ

国内ニハ天皇皇帝互ニ之ヲ奉称シ、必シモ時ト場合トヲ以テ其称ヲ異ニスルノ例

ハ無之候、此段及御答候也、 (閣往)

皇帝陛下ヲ以テ奉称致候得共、

明治二十三年二月二十七日 宮内次官

陸軍次官宛

どうか知らないが、 内閣記録局に答えた内容と同じであり、前年に枢密院書記官長井上が伊藤の指揮を仰ぎながら外務省に与えた回答と すなわち宮内省の見解は、 国内でも皇帝号を使用するかどうかの点で異なっている。この後に宮内省と枢密院とで見解の調整が行われたか 現実には宮内省の路線で進んだ。但し国内で天皇皇帝両号を併用するといっても、 外国に対しては皇帝号を、国内には天皇皇帝両号を使用するというものであって、 実際にはほと

んどの場合に天皇号が使用され、皇帝号は日清日露の宣戦詔書や勲記などごく限られた場合にだけ用いられたので、

かつて

五 国体明徴運動と尊号問題

昭和二年二月二日の閣議で決定した。 どに使用してもわが国の威信を損するものではないから、本件請願は採択しないほうがよいと判断、そしてその通り はこれを外務省主管であるとして幣原外務大臣に回付し、外務省では国号を外国語でどり称するかは便宜の問題であ ポン」又は「ジャパン」なる語の使用をやめて「ニホン」又は「ニッポン」と改正せられたしと要求した。若槻首相 ば、大正十五年三月に東京の江川芳光他二名が衆議院に「国号称呼使用ニ関スル請願書」を提出、語源不明の「ジャ 改めよとの要求が起こったのである。外務省外交史料館には、大正末年からの史料が保存されているが、それによれ きたが、これを Nippon ないしは Nihon と訂正すべしという運動が起こり、この国号との関連で皇帝号も天皇号に その発端は国号称呼問題であった。すなわちわが国の国号「日本」は外国語で Japan ないしは Japon と表記されて って、適当な称呼を選択してよく、「ジャパン」又は「ジャポン」をわが国号として条約原文や外国郵便スタンプな 明治中期以降大正時代までは、尊号問題が特に大きく取り上げられることもなかったが、昭和になると再燃した。

の名を専らにしており自尊心を傷つけられていること、ジャパンは愚者又は劣等人種を言い表す語詞として用いられ 理由として、「ジャパン」が語源不明であること、日本の特産品たる漆器もジャパンであるから、 昭和二年に数件、その後昭和五年、 同六年にもあった。 いずれの内容もほぼ同じく、 わが国は「漆器国」 改正の 共二、

国際間ニ於ケル実行性ヲ慎重考慮シテ決定スレバ

可ナルベ

シ、

抑々本件ハ帝国

[ノ国号

白

国人ヲシテ帝国ノ国号(及元首ノ尊称)

体ヲ如何ニ変更スベキヤノ問題ニ非ズシテ、国際関係ニ於テ免レ難キ外国語ニテ作成セラル

ヲ成ル可ク正確且容易ニ了知セシ

ムルニ

ハ如何ナル称呼ヲ使用スル

=

六○番地) 時代が推移するに連れて国号改正運動は激しくなり、 ていることなどが挙げられているが、 なるものも結成された。 外務省外交史料館にはそのパンフレットが保存されているが、 その背景には国家意識の昻揚があることはいうまでもない。 昭和九年には「ジャパン抹消期成会」(大阪市住吉区北 昭 それには次のよう 和八年、 田辺六

用されて居るJAPANを即時NIPPONと訂正すべし。 らず○ジャパンは国唇的放言で有ることを認識せよ○吾等が祖国は正しくニッポンと発音すべし○日本全国で使 ○吾等は祖国日本を愛す○吾等は祖国日本の名誉の為にジャパン抹消を決議す○ジャパンはニッポンの英訳にあ なことが書かれている。

(依り日本(ニッポン)と名附けられたのである。 / 「吾等が祖国は皇紀千三百二十九年天智天皇の御名に)

当時の雰囲気がいささかでも知られよう。

のある「『天皇』及『大日本』ナル称呼ヲ外国文ノ条約正文中ニ使用セシムベシトノ主張ニ就テ」なる史料には 帝国ガ「天皇」及「大日本」ナル称呼ヲ外国文ノ条約正文中ニ於テ其ノ儘 Tenno 及 Dainippon トシテ表示 ル ı ŀ ニ変更スベシトノ主張ノ可否ニ付考究スルニ当リテハ、帝国独自ノ立場ヨ 昭和八年になると、国号とともに元首号も問題とされるようになる。 「一九三三、十、九」と欄外注記 リ斯ル変更ノ価値 ヲ研究スル ŀ ス

297

ル条約正文ニ於テ外 (及元首ノ尊称)

ガ適当ナリヤノ便宜上ノ問題ナリ、 而シテ固有名詞ヲ其ノ儘使用スルコトガ果シテ右目的ニ合致スル ヤハ疑問

Ų

とあって、外務省の国際慣例を重視する基本姿勢を表明し、更に

要之、 ジルコ 例へハ我国ニ於テ仏国大統領ト云フ代リニ「プレジダン、ド、ラ、レピュブリック、 要求ヲ為スコトハ実際的ニアラサルノミナラス、外国側ニ於テモ不用意ノ間ニ我カ要求ニ反スル称呼ヲ使用スル ノ余地アルベク、 可能事ニ非ザルモ、 ハ殆ト不可能ナルベク、又仮ニ斯ク表示スルモ之ヲ理解シ得ルモノハ少カルヘシ、従テ我国トシテ前記ノ如キ ナキヲ保シ難シ、 帝国ガ Tenno 及 Dainippon ナル固有名詞ヲ其ノ儘外国文ノ条約正文等ニ於テ使用スルコトハ理論上不 トアリ得ベク、 且斯ル要求ヲ為スモ各国ニ於テハ従来ノ称呼ニ馴レ、之ヲ早急ニ改変スルコト困難ナルベシ、 帝国ノ如キ強大国ガ国際慣例ニ対シ斯ル例外的取扱ヲ要求スルコトノ妥当性ニ関シテハ疑問 斯ル場合之ガ単純ナル不注意ニ基クトスルモ、 帝国ハ之ヲ以テ帝国 ニ対スル 侮辱等ト感 従テ不必要ニ帝国ノ国際関係ヲ刺激スルノ素因ヲ自ラ提供スルモノナリトノ懸念ナキニ非 フランセーズ」ト云フカ如

と述べている。

べ、

皇

トスルノ可否」という未定稿の資料を作成、

その中で国号については

外務省では、 恭一枢密院書記官長は外務省の小林亀久雄条約局長代理に、顧問官の主張を考慮してくれと要求した。これを受けて さて昭和九年になると、 七月五日に「条約中ノ英語『ジャパ 枢密顧問官の中にも国号及び元首号の改正を主張する者が出てきたので、七月二日、 ン』及『エムペラー』ニ該当スル邦語ヲ夫々『大日本帝国』及『天 村上

使用シタル例ナク、 「大」ノ字ヲ冠セシムルコトハ理論上排斥スヘキモノニ非スト雖モ、 我ノミ 「大」ノ字ヲ固執スルハ時代後レノ観アリ、 欧洲諸国ハ古来ヨリ又支那ハ清国滅亡以後

邦語に「天皇」とあったが他には同様の例を見ないとし、 と述べ、元首号については、明治二年正月十日(西暦一八六九年二月二〇日)の日独通商条約のドイツ語本文に Tenno、

「皇帝」ナル語ヲ現在使用シ居ル慣例ノ淵源ニ付テハ左ノ経緯アリタリ、

称トアルニ依リ法文ニハ総テ天皇ノ尊称ヲ用ヒラルヘキハ当然ナルモ外国交際ノ文書ニ於テハ皇帝ノ尊称ヲ用フ 青木周蔵ヨリ枢密院書記官長井上毅ニ照会シタルニ、 即チ憲法制定直後「天皇」及「皇帝」ノ差別ノ標準不明ナリシニ付明治二十二年四月二十四日付ヲ以テ外務次官 キ趣旨ノ回答アリタリ、 右ノ経緯ニ鑑ミ対外関係ニ於テ「天皇」ノ語ヲ用フルハ従来ノ伝統ニ反シ且理由ナキ 同年五月八日付ヲ以テ大宝令ニ天皇詔書所称、 皇帝華夷所

その際の論拠として井上枢密院書記官長の青木外務次官宛回答を持ち出した。 と記している。 外務省としては飽くまでも従来の慣例通り条約文などには皇帝号を使用した方がよいと考えており、

モノト認メラル、

ヒザ 関する協定案に関する枢密院審査委員会の席上、 ても何らかの対応をせざるを得なくなった。まず国号については昭和十年六月二十七日、 このような外務省の態度に対して、枢密院の原嘉道顧問官が国号元首号両者の改正を強く迫ったので、 国体明徴 ノ趣旨ニ副 ハザルモノ」と主張した。そこで同年七月九日、 原顧問官が外務省に質問、 「大日本帝国」という正式な「国号ヲ用 栗山条約局長、 日満経済共同委員会設置 村上書記官長が原顧 外務省とし

官を訪問して協議、さらに七月十二日に外務省と法制局と協議し、条約・批准文・信任状には原則として「大日本帝

国」と正式国号を使用するが、条約文中の普通の場所には適宜「日本国」 「日清両国」のように略称を用いることも

ありうるということで決定した。そして宮内省も外務省と歩調を合わせ、 同省関係文書にも正式国号を用いることに

院審査委員会で、 次に元首号については、昭和十年十月三十一日の「猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ国際条約」に関する枢密 政府側退席後、 原顧問官が 「我国元首陛下ノ御称呼ニ就キテ」という意見書を提出した。 長文の意

見書であるが、未だ紹介されたことがないので引用しよう。すなわち

大日本帝国憲法ノ明文ニ依レバ我国元首陛下ノ御称呼ハ「天皇」ト申上ゲ奉ルベキコト一定セリ、 然ルニ従前ノ

慣行ニ依レバ

条約御批准書、 全権御委任状、 名誉領事御委任状其ノ他公式令第十三条ニ掲ゲタル文書

宮内大臣ヨリ外国人(帝国政府ノ傭外国人ヲ除ク)ニ宛テ発セラルル御宴会等ノ御召状

等ニハ「皇帝」ナル御称呼ヲ用ヒラルルヲ例トセリ、 外国文ニ於ケル訳語ハ別トシ我ガ国語ノ公文ニ在リテハ憲

法ノ明文ニ従ヒ一切之ヲ「天皇」ト改メラルルコト至当ナリト思料ス、

今明治初年以来ノ元首陛下ノ御称呼ニ関スル沿革ヲ概観スル

明治元年正月十日従前ノ条約ニハ「大君」ノ名称ヲ用ヒタルモ自今「天皇」ノ称ヲ以テ之ニ代フベキ旨ヲ仰出サ

果シテ明治元年九月調印ノ日本瑞典那威通商条約及日本西班牙通商条約、

通商条約、同年九月調印ノ日本墺地利通商条約、

明治四年七月調印ノ日本布哇通商条約等ニハ孰レモ

明治二年正月調印ノ日本独逸

300

Ի

- 定例

ŀ ナリ

シ

ナルベ

シ

於華夷、

称皇帝、

大宝儀制令ニ

ラレ 印ノ日本秘露通商条約、 後 拘ラズ総テ「皇帝」ト称スルヲ定式トスル旨ヲ治定セラレタリ、 「称呼ヲ用ヒラレタリ、 タリ、 |ノ条約ニハ我国元首陛下ニ「大皇帝」又ハ「皇帝」ナル御称呼ヲ用ヒラレタル例少カラズ、 治七年七月太政官達第九十八号ヲ以テ締盟各国君主ノ称号ハ原語ニテハ種 明治八年五月調印ノ樺太千島交換条約、 又明治五年五月岩倉遣外使節一行ニ与ヘラレタル御親任状ニモ 同年八月調印ノ同条約附録、 此ハ専ラ外国ノ君主ニ関スル 々アル 「天皇」 モ 明治十一年六月調 コト 明治六年八月調 和公文ニハ ノ御称呼ヲ用 ・ナル 原 其 بح

明治二十一年勅令第二十四号参軍官制第一条ニ「参軍ハ帝国全軍 加之国内法令ニモ「皇帝」ノ御称呼ヲ用ヒラレタル例アリ、

印

ノ万国郵便聯合条約

(御批准書)、

同年七月調印ノ日米現存条約改定結約等是レナリ、

直 ニ皇帝陛下ニ隷シ(下略)」トアリ、 皇帝陛下ニ隷ス」トアリ、 同年勅令第二十七号師団司令部条例第一条二 ノ参謀長ニシテ皇族大中将一名ヲ以テ之ニ任シ 「師団長ハ中将ヲ以テ之ニ補シ直

と述べた後、 国憲法発布ノ当初明治二十二年四月外務省ヨリ枢密院へ左ノ照会アリ、 既に本稿で紹介した外務次官青木周蔵から枢密院書記官長井上毅宛の質疑とその回答を引用、

続けて

国交際ノ文書ハ此 [フニ此ノ照復ニ於テ古典ニ ノ限ニ在ラザ 「皇帝華夷所称」 ・ル旨ヲ示サレタルニ由リ、 トア ルニ基キ、 爾後外国関係ノ文書ニハ「皇帝」ノ御称呼ヲ用ヒラル 目今法文ニハ総テ天皇ノ尊称ヲ用 ヒラル キモ外

「皇帝華夷所称」 即華夷之所称、 ۲ 亦依此也」トアリ、 アル 注疏 トシテ令義解及令集解ニ 大宝令新解「窪美昌保著」ニハ「華ハ自国ニシテ夷ハ外国 調 華華夏也、 夷夷狄也、 言王者 詔誥

ヲ云フ」ト註シ、 「内国及外国ニ対シテハ皇帝ト称ス」ト解ス、 標註令義解校本ニハ 「王者詔誥於華夷云々、 按

皇帝ノ通称ノ字ヨリ思ヒタガヘタルモノナリ」トアリ、 誥シ給フハ天皇ノ字ヲ用ヒ給フ、 ルニ皇帝トハ華夷ヨリ称スル御号ナリ、 公式令詔書式皆斯クノ如シ、 サレバ即華夷之所称トスルハ当レドモ詔誥於華夷ハ訛ナリ、 斯クノ如ク諸説区々タリ、 其ノ義解ハ誤ナリ、 加之大宝令中「華夷所称」 此ハ六典ニ華夷之通称天子日 華夷ニ詔 ト

ナ 本紀文武天皇紀慶雲三年十一月癸卯、 御宇日本天皇蕭與大事宣於云々咸聞、 下数条)、 云フニ該当セザル場合ニ「皇帝」ノ称ヲ用ヒタル例アリ(例、 ル 御称呼ノ用例ハ必ズシモ一定セル 又大宝令中 「華夷所称」ト云フニ該当スル場合ニ「天皇」ノ称ヲ用ヒタル例アリ 明神御宇天皇詔旨書園使之辞也云々咸聞。)、他ノ古書ニモ同様ノ例アリ 賜"新羅国王勅書,曰、 ニ非ザル ガ如シ、 天皇敬問:|新羅国王:)、 之ヲ要スルニ古来「皇帝」 儀制令、凡太陽虧、 有司預奏、 例 皇帝不、視、事、 公式令、 例 続日 明神 以

既ニ大日本帝国憲法ノ明文ニ依り「天皇」ノ御称呼ヲ以テ定制トセラレタル今日ニ在リテハ、古例ニ拘泥 ガ国語ノ公文ニハ総テ此ノ御称呼ヲ用ヒ奉ルコト当然ナリ、従テ冒頭ニ掲ゲタル類ノ文書ニ於ケル御称呼 用例へ宜シク改メラルベキモノナリト思料ス、 正当ノ理由アラバ之ガ改訂ヲ断行スルモ已ムヲ得ザル所ナリ、 尤モ従前 ノ用例 ハ 憲法施行以後既ニ多年ノ慣行 タ ルニ 相 達ナキ にセズ我 , 從前

井上枢密院書記官長の説に対して異説を出し、 と主張している。 摘している点である。 この原顧問官の意見書で興味深いのは、 原顧問官自身いずれの説が妥当か結論を出していないが、 儀制令の 「皇帝華夷所称」が必ずしも磐石の論拠たりえないことを指 外務省が外交文書に皇帝号を使用する際の論拠としていた 異説が複数あることを知らされただ

けでも外務省には痛手であったろう。

うということにしていた。 なかったので、 昭和十年十一月四日、 原顧問官の意見書には他の審査委員も賛意を表したが、当時なお枢密院全体として意見の一致を見たものでは 枢密院としては、 村上枢密院書記官長が栗山条約局長に原顧問官の右意見書を渡し、 外務省側は本件が頗る重大であることに鑑み慎重に研究を重ね、(3) 外務省においてもこの意見書に意義なきときには更に枢密院全体の意見を決定しよ そして外務省の意見を求

ルニ拘ラズ、 ノミナラズ、 大宝令ニ拠ル 本件ハ要スルニ明治初年我政府ガ条約等ニ於テ「天皇」ナル御称呼ヲ用フルコトニ決シ、現ニ一旦之ヲ実行シタ 至レル次第ナルガ、今日ニ於テハ「天皇」ナル御称呼ヲ用フルコトガ対外的ニモ何等不都合ナシト認メラルル - 照会ンタルガ同書記官長ハ枢密院議長ノ指揮ヲ受ケテ回答セリ)ノ結果、外国ニ対シテ皇帝ト称ヘラル 更ニ明治二十二年憲法発布ノ後ニ於テモ外務省ヨリ枢密院側へ照会(青木外務次官ヨリ井上枢密院書記官長 モノナリトノ意見ニ基キ「外国交際ノ文書」ニハ依然皇帝ナル御称呼ヲ用フルコトニ決定シテ今日 対外関係ニ於テ機微ナル問題ヲ生ジタル結果、 前顕大宝令ニ求メタル論拠ハ必ズシモ不動ノモノトハ認メラレズ、 対外的ニハ「皇帝」ナル御称呼ヲ用フル 従テ 向後「皇帝」ニ代フル \exists ŀ ル j

との結論を出した。つまり、 に意義を申し立てる国がなくなったことを指すのであろう。 上枢密院書記官長の説に見切りをつけたのである。 原顧問官の意見を容れて、さらには時勢も充分考慮して、 なお 「対外的ニモ何等不都合ナシ」とは、 従来外務省が依拠してきた井 清国滅亡と共に天皇号

「天皇」ノ御称呼ヲ用フルモ差支ナカルベシトノ結論ニ到達セリ、

密院全体としての態度を決定するよう求めた。 外務省は法制局とも協議をした上、 昭和十一年一月七日、 これに対して枢密院の村上書記官長は、 栗山局長より村上書記官長にこの外務省見解を伝え、 一月二十二日、 顧問官の間 枢 303

は種々意見があったが、 結局、 条約等の日本文には「天皇」の称呼を用いるのがよいと意見が一致したと回答してき

た

13 本件の実行方に関して法制局と協議の上、

本件ニ関シ独立ニ閣議ノ決定ヲ求ムルコトナク、 之ヲ閣議ニ付シテ其ノ決定ヲ経ルコトトセリ、 前記猥褻刊行物条約及其ノ御批准文案中ノ「皇帝」ヲ「天皇」

訂正方上奏ノ手続ヲ執ルニ当リ、

表記ほど大きな問題とはなってはいないことを 奇貨として、 を正式に閣議決定したとすれば、その事実を官報その他で公にしなければならず、 変えるだけで済まそうとしたのか。そこには、外務省のいわば「逃げ」があったのではなかろうか。 に実際発生したように、 本語の文書における天皇号使用のみを考えていたのであって、もし本件を国体明徴運動の一つに取り上げられるとす んなりし当時、本件の徹底が要求されることになるからである。というのは、 と決定した。なぜ外務省と法制局は本件について独立に閣議決定することを求めず、ただ条約文や批准文中の文字を できるだけ穏便に事を過ごそうとしたのであろう。 外国語文書でも Tenno としなければならなくなることが十分に予想され、さような事態になれば、 諸外国との間の問題も生じてくる恐れがあるからである。故に外務省としては、 同年四月に外務省条約局第一課が作成した「我国国号及元首 国語表記訂正だけで済まし、 既に触れたように、外務省としては日 もしそうすれば、 しかも 国民一 すなわち、 国体明徴運動盛 本件が国号 般に公にせ 明治初年

外務省ニ於テハ国号及御称呼変更ノ問題 9見ルニ至レル迄ノ枢密院トノ関係モアリ、 八……本問題 国体明徽問題ノ暄シキ折柄ニモアリ、 ノ性質上特ニ慎重ナル取扱ヲ要スル 特ニ之ヲ公俵スルハ面白カラ ノミナラス、 御称呼ニ関スル件」

ル ス 際ニモ「本件改称ノ次第ハ時節柄特ニ之ヲ公表スルカ如キコトヲ為サス条約ノ公布等ニ依リ自然ニ外部ニ知 「ト認メ、外務省トシテハ充分ノ注意ヲ払ヒ、 昭和十一年三月二十日在外公館全部ニ対シ本件決定ノ趣ヲ通達セ

程度ニ止メ置度」キ旨指示セル次第ナリ、

とあることによっても、 外務省の本件に対する消極的態度が知られるのである。

ところが宮内省と外務省とで歩調が乱れた。 外務省としては、 国体明徴問題を考慮して、 この問題を公表はせず、

三月二十日在外公館全部に通達した際も自然に外部に知られるようにしたいと伝えたほどであった。

しかるに、

四月

宮内省式部職の非公式談話として四月十八日の各紙に掲載された。 十五日発行の宮内省互助会雑誌『互助』が 「御親書等記載御称呼変更」なる記事を載せ、 当日の『東京朝日新聞』には これが新聞記者に知れて、

対外文書の御記載

今後は「日本国天皇

御称呼御改められる

が、 諸外国皇帝が「皇帝」の御文字を御使用遊ばされるところから「日本国皇帝」と御記載申上げたのを、 御親書をはじめ 宮内省から 諸外国 この程この御称呼は「天皇」と称し奉ることに御治定あらせられた、 に発せられる 対外関係文書に御記載の御称呼は従来 従来は外国関係御文書には君主国たる 「皇帝」と記し参らせた 今後はす

従つて外務省関係文書中条約文、 条約の御批准文、 条約締結その他全権御委任状、 べて「日本国天皇」と記し参らす御事となつたのである

事御委任状、

名誉領事御委任状、

御認可状、

外国大公使信任状及び解任状に対する御答翰等すべて 「日本国天

公使信任状、

公使解任状、

領

皇」と御記載申上げるわけである。もつとも外国文にては適当の訳語がないので外国文、 外国語訳文にお いては

従来通りとの由である

とある。そこでやむなく外務省もこれを公表、翌十九日の新聞に掲載された。「条一機密合第五九一号」なる文書に

昭和十一年四月二十四日

找国国号及元首御称呼ニ関スル件

外務大臣 有田八郎

以上当省トシテ国際条約等当省関係ノ事項ニ付此ノ上秘密ニ附シ置クハ妥当ナラサルノミナラス新聞中ニ 偶然ノ事実ヨリ宮内省側カ当省ト聯絡ナク単独ニ発表ノ已ムヲ得サルニ至リタルモノナル 省外事課長謹話トシテ従米ノ御称呼タル「皇帝」ニ代リ「天皇」ト称シ奉ルヘキ旨ノ記事掲載セラレタリ、 本件ニ就テハ去ル三月二十日附条一機密合第三百七十八号往進ヲ以テ進メタル処、 ノ書方ニ関シ誤リタル報道ヲ伝ヘタルモノアリタルニ付、旁々同日当省ヨリモ左記ノ通公表シ十九日ノ新聞紙ニ 四月十八日ノ新聞紙上三宮内 カ、 右ノ発表アリタル 国号

本件ニ付テハ特ニ公表ヲ為ササル旨冒頭往進ヲ以テ申進メタル次第モアルニ付右為念玆ニ追報ス、

記

掲載セシメタリ、

外務省テハ曩ニ国際条約及大公使御信任状等ニ於テ国号ハ「大日本帝国」トシ、 従テ国号御称呼併セテハ「大日本帝国天皇」ト申上クルトコトニ決定シ既ニ実行中テアル、 又御称呼ハ「天皇」ト記載シ奉

とあって、公表に至った事情が記されている。

条約

かくて『帝室制度史』第六巻も、 昭和十一年五月十六日の「猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ国際条約」

条

約文省略)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ践メル大日本帝国天皇 (御名) 此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ帝国全権委員ガ関係各国全権委員ト共ニ議定シ且宣言ヲ附シテ署

名シ更ニ昭和十一年二月十四日附ヲ以テ帝国政府ガ帝国全権委員ノ為シタル右宣言ヲ更正スル為宣言ス ル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ国際条約ヲ閲覧点検シ右帝国政府ノ宣言ニ依リテ更正セラレ タル帝国 ル 所 アリ

全権委員ノ宣言ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百九十六年昭和十一年二月二十四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽 ラ鈴 セ シ

外務大臣 広田弘毅

及び同年十月三日の「労働者職業病補償ニ関スル条約」 (千九百三十四年改正) (条約文省略) の

なる文章、

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ践メル大日本帝国天皇 (御名) 此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示

ス

朕昭和九年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回国際労働総会ノ採択ニ係ル労働者職業病補償ニ関スル

(千九百三十四年改正) ヲ閲覧点検シ之ヲ嘉納批准 ス

神武天皇即位紀元二千五百九十六年昭和十一年四月三十日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

外務大臣 有 田 八郎

307

なる文章を揚げて、 「外国又は外国人に対する用法の改正」としているのである。

としていたのか。先の昭和十一年四月に外務省条約局第一課が作成した「我国国号及元首御称呼ニ関スル件」の「一 ところで外務省は、 条約の日本文だけではなく外国語文にも Tenno と表記せよと迫られた場合にどう対応しよう

前記ノ如ク「皇帝」ヲ「天皇」トシタル結果、 「天皇」ハ我国ニ固有ナリトノ見地ヨリ一般外国語文ニ於テモ其

ノ儘羅馬字ニテ記載スヘジトノ議論生スヘシト予想セラルル処、右ハ左ノ理由ニ依り国号問題ノ解決ヲ待ツコト

般外国語ニ於テ御称呼ヲ如何ニ表示スヘキヤノ問題」という項目には、

トスルコト適当ナルヘシ、

(1) 国号及御称呼ノ問題ハ観念上関聯セルモノニシテ、国号問題ノ決定ヲ見サル間ニ元首御称呼ノ方ノミ其儘外

国文ニ表示スルハ適当ニ非サルヘシ、

(D) 問題トシテモ先ツ前掲「日本」カ「ニッポン」ナリヤ「ニホン」ナリヤノ先決問題カ解決セラルルコトヲ要求 条約文其ノ他外務省所管ノ文書ニ於テハ「天皇」ノ御称呼ハ必ス国号ト併セ使用セラルル事実ニ鑑 実際

teikokuTenno と DainihonteikokuTenno とのいずれを記載してよいか困るというのである。そして外務省は、「条 とある。 つまり、 Tenno だけを外国語表記しても、 Nippon か Nihon かどちらかに決まらないと、 Dainippon-

昭和十一年五月二日

機密第二六一号」で左のような稟請をした。

外務大臣 有田八郎

内閣総理大臣 広田弘毅殿

我国国号ニ関スル件

政府ニ於テ至急研究決定方然ルベク御取計相成度、 「日本」ノ読方ハ「ニホン」ナリヤ「ニッポン」ナリヤ、 理由書相添へ此段及稟請候也、 此等ノ点外務省ノミニ於テハ決定シ得ザル 二付、

これは、 と書いた。 代中国語の拼音式では「日本」を riben と綴るが、欧米で広く行なわれているウエード式では Jihben と綴る。 Nihon と促音を略して発音されるようにもなり、ある場合には漢音風に Jippon と発音されることもあった。 はたまた Japan も語源は一つであると言わねばならない。 にやってきたマルコ・ポーロは中国音で「日本」の発音を聞き、 表記したことが問題の発端であって、「日本」を呉音で発音すれば Nippon に近く、それが次第に発音し易いように 問題ではなく、 日本を「ニッポン」と発音するか「ニホン」と発音するか、これは国民の好み、すなわち文化の問題であって政治の この外務省からの稟請を受けて内閣がどのような対応をしたのか、今のところ明らかにし得ていないが、 問題解決のための最終判断を内閣に委ねたものであって、 これが次第に 内閣で決められるわけがない。 Japan とか Japon とかと表記されるようになったようであって、Nippon も Nihon も、 私をして言わしむれば、 これをその著『東方見聞録』に 明らかに外務省の「逃げ」である。 わが国の国号を外国語たる漢字で「日本」と Jipangu, Zipangu また現

書の後に、 果たして外務省外交史料館所蔵の『本邦国号及元首称呼関係一件』には、 右有田外務大臣の広田総理大臣宛機密文

内閣衆乙第四〇三号

昭和二年二月

内閣総理大臣 若槻礼次郎

外務大臣男爵 幣原喜重郎殿

国号ノ称呼使用ニ関スル請願ノ件請議ノ通

「別紙」

帝国ノ不面目又ハ不見識ヲ表ハシ或ハ帝国ノ威信ヲ損スルモノト認ムルヲ得ス、故ニ本件請願ハ之ヲ採択セサル ポン」又ハ『ジャパン』ナル語ヲ帝国ノ国号トシテ条約ノ原文又ハ外国郵便ノ「スタンプ」等ニ使用スルモ何等 ル称呼ヲ選択スヘク、而モ一般ニ周知セラレタル称呼ヲ使用スルコト寧ロ適当ナル場合多カルヘシ、従テ「ジャ 国ノ国号ヲ外国語ヲ以テ示ス場合ニ如何ナル称呼ヲ使用スヘキヤハ畢竟便宜ノ問題ニシテ、事宜ニ依リ適当ナ

ヲ適当ト認ム、

件落着したものとみなし、 するかについては何等決定をせず、条約文などを日本語で表記する場合に「大日本帝国天皇」と書くということで一 たしと請願している文書があり、以下同様の請願書が何通も綴じられている。従って政府は、 パン」「ジャポン」が国内外の出版物や海外輸出品に使用されているけれども、これを早く改めて中外に宣明せられ という文書が綴じられており、更に末尾には昭和十二年三月八日、第七十議会貴族院に頭山満外五名が、今尚「ジャ 二八〇九号に掲載されている「猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ国際条約」を見ても、日本文では「大日本帝国 外国語表記は従来通りとしたもののごとくである。実際、昭和十一年五月十六日の官報第 「日本」の発音をどう

du Japon となっていて、 天皇」と書かれているが、 従来通りである。外務省条約局編纂の『条約彙纂』等でその後の各国との条約文を調べて 英文では His Majesty the Emperor of Japan であり、仏文では Sa Majesté l'Empereur

みたが、やはり外国語表記は従来通りであって、変更はない。

六 結

言

以上、主として外務省外交史料館所蔵の史料を利用しながら天皇号使用の変遷を眺めてきたが、 簡単に纏めてみる

明治元年に外交文書には天皇号を使用すると決定したけれども、

1 لح

好条規締結の明治六年頃から外交文書には皇帝号が使用されるようになった。

諸外国から天皇号使用に難色が示され、

日清修

枢

3 2 密院書記官長井上毅が伊藤の指揮を受けつつこれを訂正、外交文書には皇帝号を使用してもよいとした。 明治二十二年二月十一日制定の憲法や皇室典範は伊藤博文の裁定で「天皇」に統一されたが、同年五月八日、 けれども宮内省は、 明治二十三年二月に陸軍に対して、右枢密院見解とは違って、皇帝号は国内を通じて使用し

ていると回答した。枢密院と宮内省との見解の相違は、儀制令の「皇帝華夷所称」の解釈の相違に由来する。つま ·枢密院は華夏を漢土と理解したのに対して、 昭和初年に国体明徴運動が盛んになるにつれて、尊号を天皇号に統 宮内省はこれをわが国のことと解釈したのである。

4 せよとの声がでてきた。特に昭和十年に原嘉道枢密顧問官が「我国元首陛下ノ御称呼ニ就キテ」と題する意見書を その後は宮内省見解に従って推移したが、

出してから外務省も従来の立場を転換し、昭和十一年四月十九日の新聞に元首号を天皇に統一すると発表した。

しかし天皇号使用は日本語文書においてだけであって、条約などの外国語原文には従来通り Emperor of Japan

と書かれた。

とまず筆を擱くことにしたい。 ということになろうか。未だ論じ足りない部分もあるが、冒頭に掲げたいくつかの疑問も解決されたので、これでひ

- ĵ 『日本上代史の研究』岩波書店、昭和四十八年改版第二刷、四七四頁以下。
- 2 坂田精一訳、岩波文庫二〇五頁以下。
- 3 条約中ニ於ケル日本国主権者ノ書方ニ就テ」を参考にした。 日本の主権者の外国語表記については、外務省外交史料館所蔵『本邦国号及元首称呼関係一件』中の「本邦ト諸外国トノ
- 5 4 適宜読点を施こし、漢字も通行の字体に改めた。 兵庫に於ける参与兼外国事務取調係東久世通禧の通告に立ち会ったアーネスト・サトウは、前掲『一外交官の見た明治維 以下に法令を引用する場合、特に断らない限り『法令全書』もしくは『法規分類大全』に依っている。また引用史料には
- $\widehat{6}$ て興味深い。 を当然のことと受けとめ、一方、なお徳川方を支持していたフランス公使ロッシュが進退に窮している様を如実に描いてい 新』下巻(一三六頁以下)でこのときの模様を詳細に描写しているが、早くから京都の朝廷を支持していたイギリスはこれ 外務省外交史料館所蔵『各国往復国書』「英国之部」の写しによる。
- (7) 但し、明治二年十月調印日本国墺地利条約書には、日本文の「日本天皇陛下」が、英語正文で His Majesty the Emperor
- of Japan としてある。

- ラルルニ至リタル事情」という項目による。 資料」(昭和十年十一月、外務省条約局第一課作成)なる資料の「条約其ノ他対外文書ニ於テ『皇帝』ナル御称呼ガ用
- 9 通ノ事」「公使参朝ノ節随従ノ兵隊引卒ヲ不許候事」「於延遼館賜饌ノ事」等が列挙されている。この伺の月日は不明であ 侯節是迄公使等拝礼ノ場所畳段有之候ヘモ自今撤却ノ事」「昇殿上右大臣出会廃止ノ事」「御郭内公使等下車ノ場所ハ是迄 るが、六月十七日以前のものであることは間違いない。 名義ノ事」「勅語=国書類御決定ノ事」「彼国書御覧ノ節ハ御椅子立御国書無之節ハ立御不被為在候事」「於大広間拝龍顔 『法規分類大全』外交門外賓接伴の目に、外務省伺(三年月日闕)として「更ニ確定スヘキ件々」があり、そこに
- 10 の第三案と覚しきものを掲げている。 細書付可被差出様致度候』トアリ右『外務省ノ論』ト推定セラルベキ資料ニハ前記二案ニ就キ述ベタル後曰ク」として、こ 云フベキモノヲ用意シタルコト是ナリ、即チ右三条右大臣沢外務卿問答ヲ記シタルモノノ末段ニ『今述ル処ノ外務省ノ論委 前掲「『天皇』、『皇帝』ナル御称呼ニ関スル資料」 には「而シテ茲ニ注意スペキハ外務省トシテハ右二案ノ外第三案トモ
- 11) 同右「『天皇』、『皇帝』ナル御称呼ニ関スル資料」。
- 以) 史料引用は『法規分類大全』第二十四巻外交門(3)八頁以下による。」、 持名・1014章 ・1974年 5月名末口:1月2月3月3日
- 指令がでているが、この指令よりも前の七月二十五日に達が出されているのは何故か、いまなお疑問である。 なお『法規分類大全』外交門によれば、外務省の上申に対して七月二十七日に「上申ノ通第九十八号ヲ以テ相達候事」と
- (15) 同右二四五頁以下。
- 呼ニ関スル資料」に考証がある。 書交換全権委任状であるが、この国書が実際に作成されたのが六年|月九日であること、 前掲「『天皇』、『皇帝』ナル御称 明治六年一月九日に作成された清国皇帝宛国書というのは、明治五年十一月十九日の日附を持つ副島外務卿に対する批准
- 使用するようになったと断言する訳には行かない。 但し明治八年日米両国間郵便税前払の条約の署名の箇所には「日本天皇陛下」とあるから、すべての外交文書に皇帝号を
- 18 家永・松永・江村編『明治前期の憲法構想(増訂版第二版)』(一九八七年、福村出版)による。

- 19 国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊藤博文関係文書」書類之部二三九など。
- 21 20 宮島誠一郎「国憲編纂起源」(秘書類纂十三『憲法資料』下巻、原書房、昭和四十五年、 梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史』昭和五十七年、大成出版、 四九七頁)。 四三五頁以下参照。
- 22 梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史』昭和六十一年、大成出版、七九頁参照。
- 23 梧陰文庫A四四原文。『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史』二四三頁以下参照。

例えば、京都大学文学部国史研究室編『新編日本史辞典』や吉川弘文館『国史大辞典』の天皇の項目参照。

25 「皇室典範皇族令草案談話要録」(『梧陰文庫影印――明治皇室典範制定本史』四九五頁)。

24

- 26 早稲田大学図書館所蔵『宮中服忌書類』(五味均平旧蔵)所引の「帝室例規類纂」による。
- 28 27 前掲「帝室例規類纂」による。 前掲『本邦国号及元首称呼関係一件』に収録されている。
- 29 以下に必要な限りで国号問題についても言及するが、詳細は前掲吉村論文を参照されたい。
- 30 この閣議決定の全文は後に掲げる
- 31 32 本稿でも大いに参考とした昭和十年十一月外務省条約局第一課作成の「『天皇』、 以下の叙述は年月未詳「我国元首御称呼ニ関スル件」(前掲『本邦国号及元首称呼関係一件』所収)による。 『皇帝』ナル御称呼ニ関スル資料」全三

十八頁がこの時の研究成果である。